

政策評価制度の現状

大阪市立大学/ 稲継裕昭
Inatsugu@law.osaka-cu.ac.jp

1. 国の政策評価制度

導入の経緯

制度目的（ガイドライン第1の1）

国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底 国民本位の効率的で質の高い行政の実現 国民的視点に立った成果重視の行政への転換

2. 政策評価制度の現状

（1）平成15年度の実施状況（16年6月国会報告）

実施件数：全体で11,177件

事前評価 5,245件 義務づけ3分野 4,917件

（個別公共事業4,749、研究開発143、ODA25）

新規施策等 214件

概算要求に係る新規事業 114件

事後評価 5,932件

実績評価方式の拡大 554 731 実施行政機関数 8 13

総合評価方式を行った行政機関数の増加 5 9（実質10）

施策等を中心とした評価の実施件数 760件

うち、371件について、評価結果をふまえて廃止等を含む改善・見直し

（2）政策評価2年目の総括（16年4月30日・政策評価分科会の「現状認識」）

- ・ 政策評価実施・公表時期の早期化、評価結果の予算要求等への反映に向けての取り組み、実績評価方式における目標の数値化の割合の増加、などの点で前進
- ・ 各府省のマネジメントサイクルの中に一応組み込まれたものと評価
- ・ ただ、依然として制度目的達成に向けて、評価の質の向上など様々な課題
- ・ 政策評価のテーマとして必要性が高いものが選定されているかの検証も求められる

（3）政治行政システム全体への影響

- ・ 国会（委員会）審議での扱い 参議院「政策評価に関する決議」（H15.7.18）
- ・ 経済財政諮問会議での扱い

2003.6 骨太

モデル事業（定量的な政策目標の設定、効率的な予算執行、厳格な事後評価）政策群

2004.10「政策評価の充実に向けて」

・予算要求時の「政策評価調書」の添付

(but 「活用が困難なものも多く」H16 経済財政白書、P.76)

(4) 制度目的に立ち返って

国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底 (手法研究会報告。以下同じ)

行政の説明責任の徹底 情報の非対称性の改善、行政の透明性の確保

政策運営の状況が国民の目にさらされる 効率化の誘因

国民的な議論が幅広く喚起、政策への国民の理解深まる

結果についての説明責任の実現

国民本位の効率的で質の高い行政の実現

行政活動の範囲の重点化・適正化

効果的・効率的な政策運営の実現

知識・経験を行政組織が学習・蓄積、政策形成能力の向上

企画立案への偏重を是正

国民的視点に立った成果重視の行政への転換

インプット、アウトプットのみでなく、アウトカムを重視することにより、政策の有効性向上

職員の意識改革が進む

複数目的

は行政組織 外部 の関係の観点

は行政組織内部のマネジメント改革の観点 結果として国民の利益

どちらを重視するかにより、制度設計が異なる。

(効率性実現) と (有効性重視) は時に矛盾

現行制度の出自

1 . 助走期間なしに一拳にスタート cf. 諸外国では事業評価の蓄積、他の評価手法の試行

大いなる試行錯誤

2 . 「強制された自己評価」

法律による義務づけ の強調、but 評価情報は省庁で作成、情報産出の儀礼化の危惧

現場での評価疲れ

自己評価が大原則 自己正当化の危惧

各行政機関が評価方式を独自に選択 比較可能性の欠如

3 . ゆるやかなインセンティブ付け：法第 4 条 (結果の取扱い)

予算との連動

人事評価との連動は？

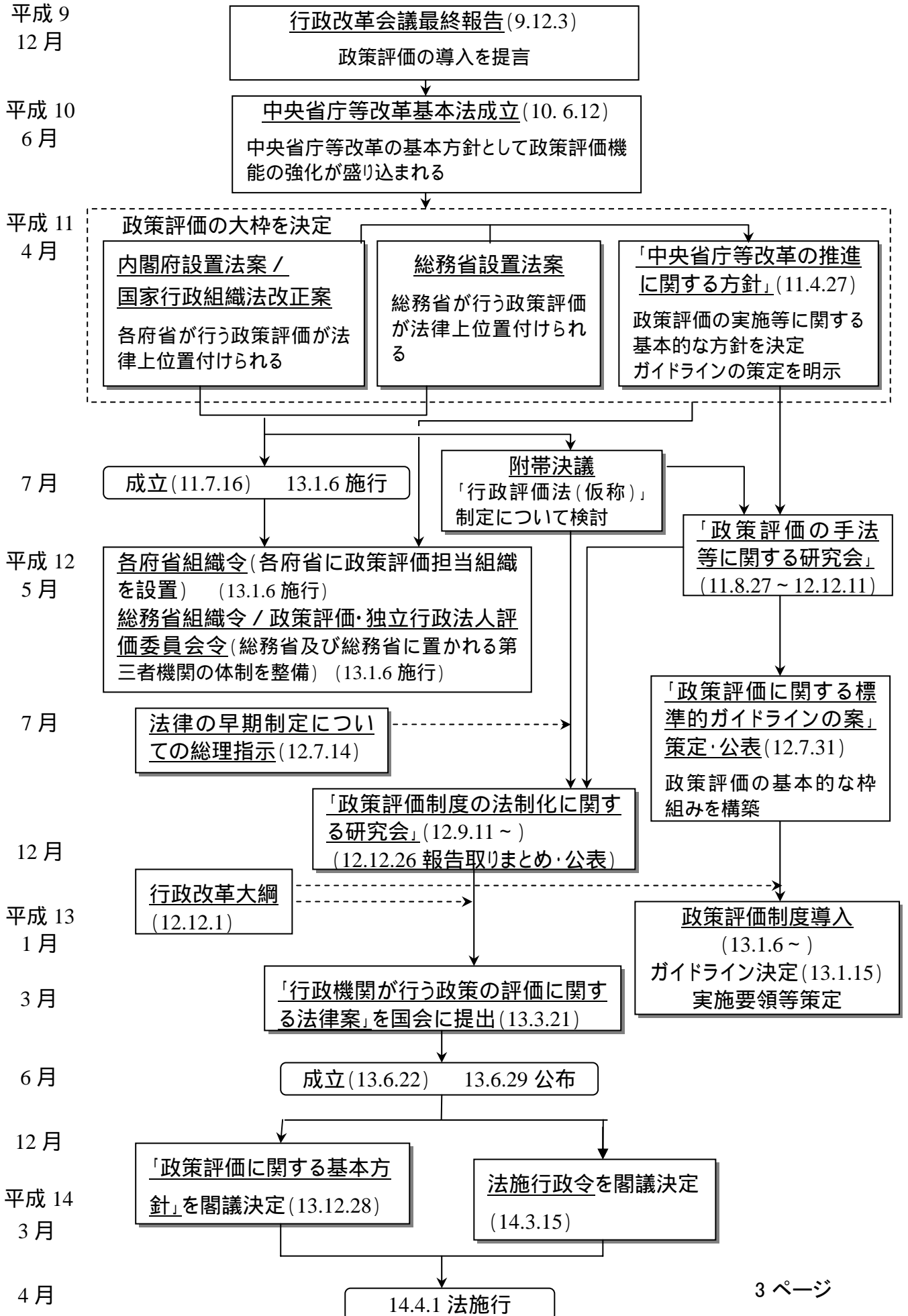
4 . 分担管理原則

「政府」の不在、cf. 地方自治体

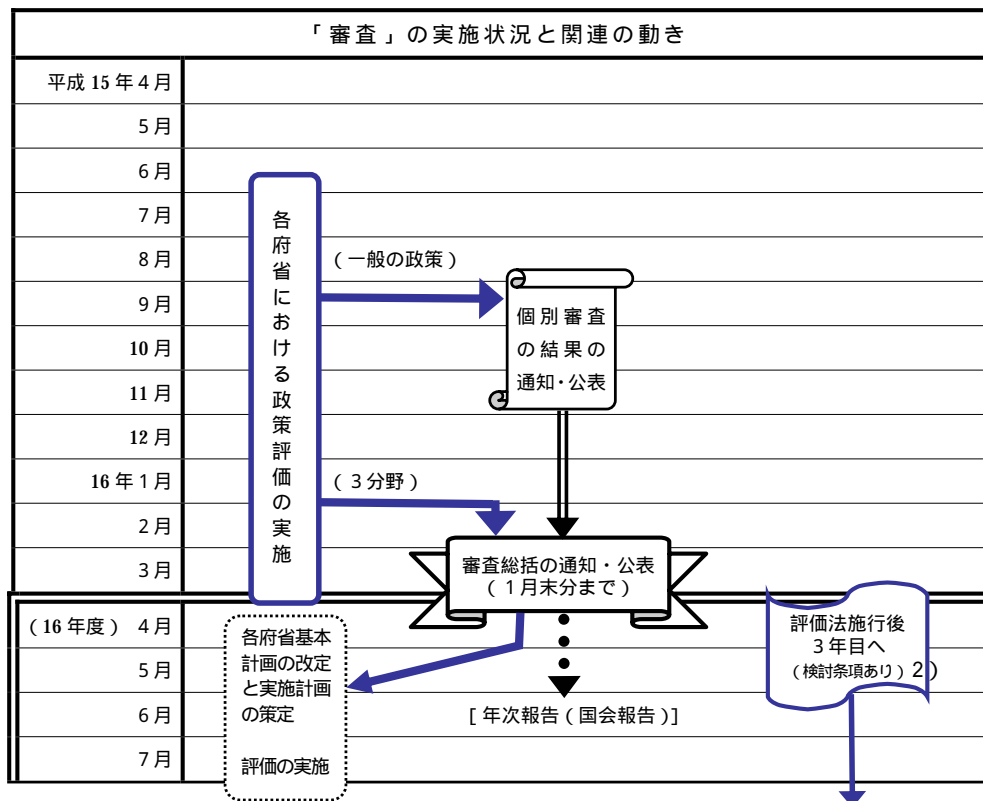
5 . 各省内における「政策評価」の取扱い

政治 (大臣、副大臣) のコミット？、次官・局長のコミット？

政策評価制度に関する経緯



「政策評価についての審査」の実施のタイムフレーム（平成 15 年度）

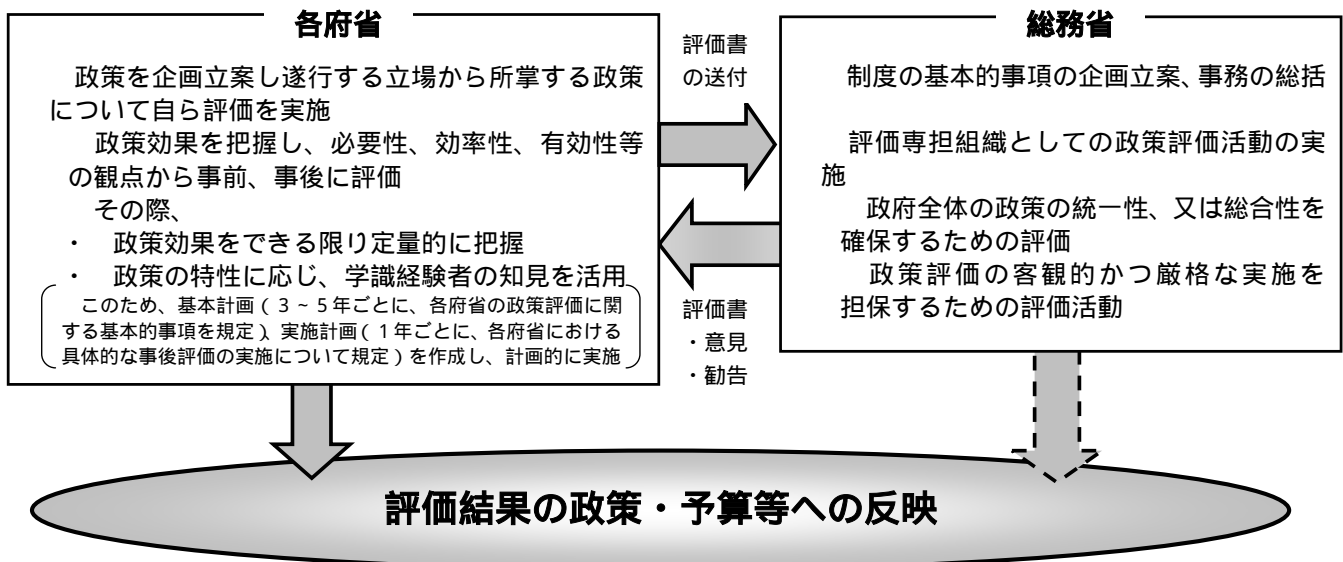


政策評価制度の枠組み

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(14年4月施行)

政策評価とは：**各府省の政策を対象として、政策効果を把握し、必要性・効率性・有効性等の観点から評価を行うことにより、政策の企画立案や実施の見直し・改善を推進するもの**

政策評価の目的：**国民本位の効率的で質の高い行政の実現
国民的視点に立った成果重視の行政への転換
国民に対する行政の説明責任の徹底**



政策評価等の実施状況、政策への反映状況の法定国会報告

平成 15 年度 政策評価等の実施状況及び これらの結果の政策への反映状況に関する報告 (概要)

行政機関が行う政策の評価に関する法律第 19 条に基づく政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況についての報告
 法施行 (平成 14 年 4 月 1 日) 後 2 年目の状況の取りまとめ
 平成 16 年 6 月 11 日に国会に提出するとともに公表

(参考) 法第 19 条 政府は、毎年、政策評価及び第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による評価 (以下「政策評価等」という) の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

各府省 自ら行う政策について、事前・事後の評価

総務省 統一性 総合性を確保するための評価、
 (法第 12 条 1 項、2 項関係) 各府省が行った政策評価の客観性のチェック

1 各行政機関における事前・事後別、評価対象別の政策評価の実施状況

全体

平成 15 年度評価実施件数 11,177 件 (対前年度 約 250 件増加)

事前評価

平成 15 年度事前評価実施件数 5,245 件 (対前年度 約 2,100 件減少)

平成 14 年度は、特定の公共事業の 5 年ごとの計画策定年度に当たっていたため、評価件数が多かった。

- ・平成 15 年度から実施が義務付けられた個別政府開発援助 (ODA) の評価を 25 件実施。
 - ・研究開発課題については、実施する行政機関が増えるとともに実施件数も増え、着実に実施。
 - ・新規施策や平成 16 年度予算概算要求に係る事業等、事前評価が義務付けられていないものについても自主的に実施。
- (単位:件)

行政機関名	個別公共事業 (官庁管轄事業等 を含む。)	研究開発課題	個別政府開発援助 (ODA)	新実施策等 (規制を含む。)	左記以外の 16 年度予 算概算要求に係る 新規事業	計
内閣府	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	-	16	16
防衛庁	-	10	-	-	9	19
金融庁	-	-	-	-	6	6
総務省	-	6	-	-	-	6
公害等調整委員会	-	-	-	-	-	-
法務省	-	-	-	1	4	5
外務省	-	-	25	-	-	25
財務省	-	-	-	-	-	-
文部科学省	-	12	-	-	49	61
厚生労働省	39	1	-	-	29	69
農林水産省	3,863	78	-	-	1	3,942
経済産業省	-	-	-	117	-	117
国土交通省	787	30	-	92	-	909
環境省	60	6	-	4	-	70
計	4,749	143	25	214	114	5,245
(平成 14 年度)	6,935	124	-	182	112	7,353

(注) 「個別公共事業 (官庁管轄事業等を含む。)」及び「研究開発課題」の欄には、法により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に取り組んでいるものを含む。

事後評価

平成15年度事後評価実施件数 5,932件 (対前年度 約2,400件増加)

未着手・未了の事業等を対象とした評価が約1,800件増加。完了後・終了時の事業等を対象とした評価が約500件増加。

- ・実績評価方式等による行政の幅広い分野についての定期的な評価を行った行政機関が増加(8/13)。
- ・総合評価方式等による特定のテーマについての適期の評価を行った行政機関が増加(5/9)。
- ・事業評価方式等による個別の継続事業等を対象とした評価についても、関係行政機関において着実に実施。

(単位：件)

行政機関名	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価 *実績評価方式等	特定のテーマを対象に適期に評価 *総合評価方式等	個別の継続事業等 *事業評価方式等	完了後・終了時の事業等(個別公共事業、研究開発課題等)	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)	計
内閣府	18	1	-	-	-	19
公正取引委員会	3	2	3	1	-	9
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	-	-	-
防衛庁	1	11	2	14	-	28
金融庁	27	-	-	-	-	27
総務省	79	1	-	-	-	80
公害等調整委員会	5	-	-	-	-	5
法務省	19	1	1	-	-	21
外務省	-	-	-	-	-	-
財務省	39	1	-	-	-	40
文部科学省	203	-	18	8	-	229
厚生労働省	110	3	-	-	34	147
農林水産省	82	1	87	1,390	(注) 883	2,443
経済産業省	-	-	6	-	25	31
国土交通省	97	8	3	194	2,503	2,805
環境省	48	-	-	-	-	48
計	731	29	120	1,607	3,445	5,932
(平成14年度)	554	148	77	1,141	1,657	3,577

(注) 農林水産省の「未着手の事業等」は0件、「未了の事業等」は883件。未了の事業等883件のうち、法により事後評価の実施が義務付けられている未了の事業は46件、それ以外の時点で自主的に評価を実施している事業は837件。

2 各行政機関における事前評価の結果の政策への反映状況

評価結果(5,245件)のすべてについて評価対象政策へ反映されており、平成16年度予算概算要求等(16年度予算概算要求、16年度補助事業実施地区の採択等)に反映されているものが大半

(単位：件)

政策評価の結果の政策への反映状況	個別公共事業 (官庁営繕事業等を含む)	研究開発課題	個別政府開発援助 (ODA)	新規施策等 (規制を含む)	左記以外の16年度予算概算要求に係る新規事業を対象	計
評価実施件数	4,749	143	25	214	114	5,245
評価結果を踏まえ、評価対象政策の導入に係る措置を講じたもの ()内の数値は、平成16年度予算概算要求等へ反映した件数。	4,749 (4,749)	142 (142)	25 (25)	214 (183)	114 (114)	5,244 (5,213)

(注) 1 本表のほか、政策評価結果の平成16年度機構・定員要求への反映件数は38件(機構要求15件、定員要求23件)

また、昨年の報告に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行ったとする件数は1件。

2 平成16年度予算概算要求等には、16年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択、公募・外部評価型研究開発課題の課題の採択等を含む。

3 政策評価の結果を政策へ反映したものには、「評価結果を踏まえ、評価対象政策の導入に係る措置を講じたもの」のほか、評価結果を踏まえ、評価対象政策を実施しないこととしたもの1件がある。

3 各行政機関における事後評価の結果の政策への反映状況

事後評価結果(5,932件)のすべてについて、評価対象政策又は同種の政策へ反映

(単位:件)

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業(研究開発課題等)を対象に評価(事業評価方式等)	未着手・未了(個別公共事業及び政府開発補助)の事業等を対象に評価	完了後・終了時の事業等(個別公共事業、研究開発課題等)を対象に評価	計
評価実施件数	4,325	731	29	120	3,445	1,607	5,932
政策評価の結果の政策への反映件数	4,325 (4,204)	731 (630)	29 (15)	120 (114)	3,445 (3,445)	1,607	5,932
これまでの取組を引き続き推進	3,806 (3,733)	372 (307)	11 (3)	104 (104)	3,319 (3,319)	-	-
評価対象政策の改善・見直しを実施	457 (415)	352 (321)	17 (12)	15 (9)	73 (73)	-	-
評価対象政策の重点化等	311 (307)	233 (229)	1 (1)	7 (7)	70 (70)	-	-
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	61 (61)	59 (59)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	-	-
評価対象政策を廃止、休止又は中止	56 (56)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	53 (53)	-	-
その他	6	5	1	0	0	-	-

「完了後・終了時の事業等(個別公共事業、研究開発課題等)を対象に評価」の1,607件については、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して反映されている。

- (注) 1 本表のほか、政策評価結果の平成16年度機構・定員要求への反映件数は126件(機構要求70件、定員要求107件)。
また、昨年の報告に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行ったとする件数は176件。
2 表中の()内の数値は、平成16年度予算概算要求等(16年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等)へ反映した件数。
3 「完了後・終了時の事業等を対象に評価」とは、個別公共事業及び個別研究開発課題に係るもので、既に事業が完了した又は終了したものの政策効果の発現状況等を評価。
また、「行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)」の評価実施件数731件のうち82件は、農林水産省が82政策分野について実績評価方式を用いて評価を実施した件数。農林水産省は、評価結果を踏まえ、各政策分野に属する517予算関連手段の反映状況を作成しており、その内訳は、「予算関連手段を引き続き推進」が183手段、「予算関連手段の改善・見直しを実施」が250手段、予算関連手段に属する一部の事業又は全部を廃止」が84手段。
4 「その他」は、政策評価の結果以外の要因により当該府省の政策としての役割を終えたもの、政策への反映について現在検討中のもの。

各種施策を対象とした評価結果の政策への反映状況

実績評価方式等による行政の幅広い分野を対象とした定期的な評価及び総合評価方式等による特定のテーマを対象とした適期の評価結果の政策への反映状況

- ・ 施策を中心とした評価の実施件数は760件、そのうち371件(48.8%)について、評価結果を踏まえて廃止等を含む改善・見直しを実施。

(単位:件)

政策評価の結果の政策への反映状況	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	計
評価実施件数	731	29	760
政策評価の結果の政策への反映件数	731 (630)	29 (15)	760 (645)
これまでの取組を引き続き推進	372 (307)	11 (3)	383 (310)
評価対象政策の改善・見直しを実施	352 (321)	17 (12)	369 (333)
うち、評価対象政策の重点化等	233 (229)	1 (1)	234 (230)
うち、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	59 (59)	1 (1)	60 (60)
評価対象政策を廃止、休止又は中止	2 (2)	0 (0)	2 (2)
その他	5	1	6

371
(335)

(注) 1 表中の()内の数値は、平成16年度予算概算要求等へ反映した件数。

2 「その他」は、政策評価の結果以外の要因により当該府省の政策としての役割を終えたもの、政策への反映について現在検討中のもの。

地方公共団体における行政評価の取組状況

総務省では、平成 15 年 7 月末現在の地方公共団体における行政評価の取組状況を調査

- ・都道府県ではほぼ全ての団体 (46 団体)、政令指定都市では全団体 (13 団体) が「導入済み」である。
- ・市区町村 (政令指定都市を除く) では、406 団体が「導入済み」、266 団体が「試行中」であり、これに検討中の団体を含めると 2,070 団体 (64.8%) が行政評価に取り組んでいる。
- ・導入済みの都道府県と政令指定都市においては、その 98.3% が評価結果を「公表」し、また、94.9% が「予算要求や査定の参考」、89.8% が「事務事業の見直し」に活用している。

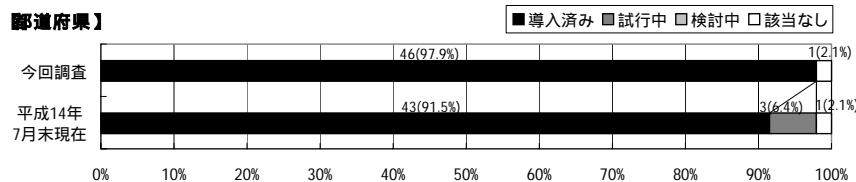
平成 15 年 7 月末日現在

1. 行政評価の導入状況

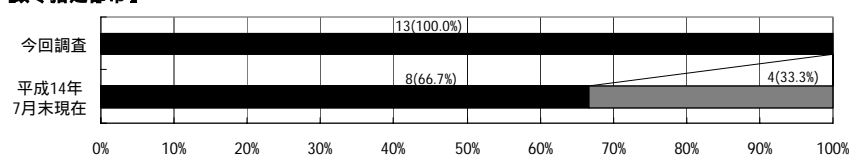
	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
既に導入済み	46 団体	97.9%	13 団体	100.0%	406 団体	12.7%
試行中	0 団体	0.0%	0 団体	0.0%	266 団体	8.3%
検討中	0 団体	0.0%	0 団体	0.0%	1,398 団体	43.8%
該当なし	1 団体	2.1%	0 団体	0.0%	1,124 団体	35.2%

構成比は、それぞれ全都道府県 (47 団体)、全政令指定都市 (13 団体)、全市区町村 (3,194 団体) に占める割合である。

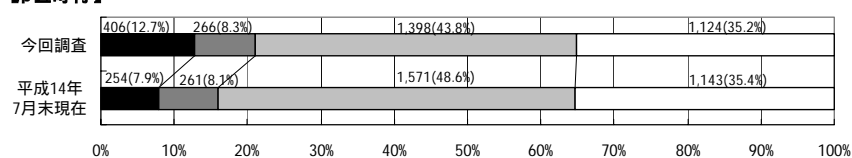
都道府県



政令指定都市



市区町村



2. 行政評価の実施根拠

	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
条例	3 団体	6.5%	0 団体	0.0%	7 団体	1.7%
規則	1 団体	2.2%	0 団体	0.0%	8 団体	2.0%
要綱	33 団体	71.7%	6 団体	46.2%	143 団体	35.2%
その他	13 団体	28.3%	7 団体	53.8%	258 団体	63.5%

構成比は、行政評価を導入している団体に占める割合である (複数回答あり)。

(都道府県においては 46 団体内、政令指定都市については 13 団体内、市区町村については 406 団体内)

3. 行政評価の対象

	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
政策	18 団体	39.1%	5 団体	38.5%	102 団体	15.2%
施策	35 団体	76.1%	8 団体	61.5%	215 団体	32.0%
事務事業	45 団体	97.8%	13 団体	100.0%	641 団体	95.4%
事務事業のすべて	20 団体	43.5%	8 団体	61.5%	304 団体	45.2%
公営企業会計を含む	13 団体	28.3%	5 団体	38.5%	176 団体	26.2%
事務事業の一部	25 団体	54.3%	5 団体	38.5%	337 団体	50.2%
公営企業会計を含む	9 団体	19.6%	3 団体	23.1%	163 団体	24.3%

構成比は、行政評価を導入及び試行している団体に占める割合である (複数回答あり、予定を含む)。

(都道府県においては 46 団体内、政令指定都市については 13 団体内、市区町村については 672 団体内)

4. 評価結果 (総括表) の公表状況

	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
公表	46 団体	100.0%	12 団体	92.3%	285 団体	42.4%
すべて公表	45 団体	97.8%	12 団体	92.3%	187 団体	27.8%
一部公表	1 団体	2.2%	0 団体	0.0%	98 団体	14.6%
公表していない	0 団体	0.0%	1 団体	7.7%	387 団体	57.6%

構成比は、行政評価を導入及び試行している団体に占める割合である (予定を含む)。

(都道府県においては 46 団体内、政令指定都市については 13 団体内、市区町村については 672 団体内)

「公表していない」には、公表の取り扱いを検討中である団体が含まれる。

5. 行政評価導入済の都道府県及び政令指定都市における状況

行政評価を導入している都道府県及び政令指定都市について具体的な状況を調査

(1) 個別事業 (または施策、政策) の評価結果の公表状況

	都道府県		政令指定都市	
	団体数	構成比	団体数	構成比
公表	46 団体	100.0%	12 団体	92.3%
すべて公表	44 団体	95.7%	12 団体	92.3%
一部公表	2 団体	4.3%	0 団体	0.0%
公表していない	0 団体	0.0%	1 団体	7.7%

構成比は、行政評価を導入している都道府県及び政令指定都市に占める割合である (予定を含む)。

(都道府県においては 46 団体内、政令指定都市については 13 団体内)

「公表していない」には、公表の取り扱いを検討中である団体が含まれる。

(2) 外部有識者を入れた第三者機関の設置状況

	都道府県		政令指定都市	
	団体数	構成比	団体数	構成比
設置している	19 団体	41.3%	5 団体	38.5%
設置していない	27 団体	58.7%	8 団体	61.5%

構成比は、行政評価を導入している都道府県及び政令指定都市に占める割合である(予定を含む)。
(都道府県においては46団体中、政令指定都市については13団体中)

(3) 評価結果の議会への報告状況

	都道府県		政令指定都市	
	団体数	構成比	団体数	構成比
議会で報告 説明	18 団体	39.1%	4 団体	30.8%
資料として配布	11 団体	23.9%	3 団体	23.1%
特別な報告はしていない	17 団体	37.0%	6 団体	46.1%

構成比は、行政評価を導入している都道府県及び政令指定都市に占める割合である(予定を含む)。
(都道府県においては46団体中、政令指定都市については13団体中)
特別な報告はしていないには、報告の取り扱いを検討中である団体が含まれる。

(4) 評価結果の活用方法

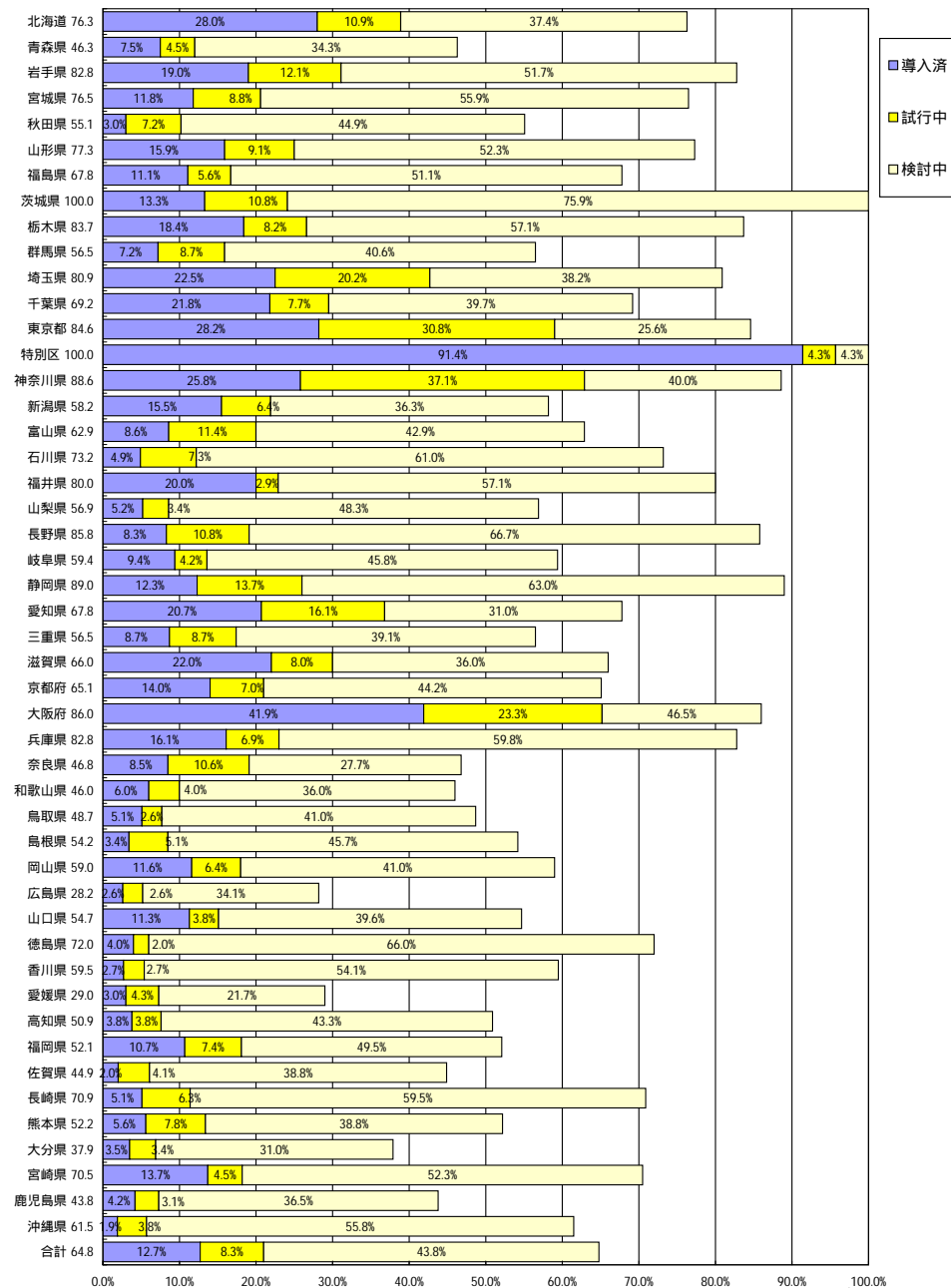
	都道府県		政令指定都市	
	団体数	構成比	団体数	構成比
予算要求や査定の参考資料	45 団体	97.8%	11 団体	84.6%
定員管理要求や査定の参考資料	14 団体	30.4%	4 団体	30.8%
重点施策・方針の策定の参考	30 団体	65.2%	3 団体	23.1%
事務事業の見直し	41 団体	89.1%	12 団体	92.3%
総合計画等の進行管理	26 団体	56.5%	3 団体	23.1%

構成比は、行政評価を導入している都道府県及び政令指定都市に占める割合である(複数回答あり、予定を含む)。
(都道府県においては46団体中、政令指定都市については13団体中)

調査における「行政評価」とは、政策、施策、事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものをいう
また、「政策」とは大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの、「施策」とは政策目的を達成するための方策、「事務事業」とは施策目的を達成するための具体的な手段としている。

<グラフ> 市区町村(政令指定都市を除く)における行政評価の取組状況

平成15年7月末日現在



< 集計表 > 都道府県及び政令指定都市における行政評価の取組状況

平成15年7月末日現在

都道府県 指定都市	導入状況				評価の実施根拠				評価の対象					評価結果の公表状況						第三者機関の 設置状況		議会への報告状況			評価結果の活用方法						
	導入済 み	試行中	検討中	該当なし	導入年度又は 導入年度又は導 入年度又は導入 年度又は導入	条例	規則	要綱	その他	政策	施策	事務事業のす べて	総括表			個別事業			設置して いる	設置して いない	い報告・ 説明して いる	配付して いる	ない報告 は行って いない	予算管 理や査 定の参 考	査定の 管理要 求や	重点策 や重点 の参考	し事務 事業の 見直	行管理 計画等 の進			
													すべて 公表	一部公 表	公表し ていな い	すべて 公表	一部公 表	公表し ていな い													
北海道					11																										
青森県					10																										
岩手県					9																										
宮城県					11																										
秋田県					11																										
山形県					11																										
福島県					13																										
茨城県					13																										
栃木県					13																										
群馬県					9																										
埼玉県					10																										
千葉県					12																										
東京都					11																										
神奈川県					13																										
新潟県					13																										
富山県					14																										
石川県					14																										
福井県					12																										
山梨県					13																										
長野県					13																										
岐阜県					12																										
静岡県					9																										
愛知県					14																										
三重県					8																										
滋賀県					11																										
京都府					13																										
大阪府					11																										
兵庫県					11																										
奈良県					12																										
和歌山県					12																										
鳥取県					14																										
島根県					12																										
岡山県					14																										
広島県					11																										
山口県					14																										
徳島県					13																										
香川県					13																										
愛媛県					12																										
高知県					13																										
福岡県					11																										
佐賀県					13																										
長崎県					13																										
熊本県					14																										
大分県					15																										
宮崎県					15																										
鹿児島県					12																										
沖縄県					15																										
合計	46	0	0	1		3	1	33	13	18	35	20	13	25	9	45	1	0	44	2	0	19	27	18	11	17	45	14	30	41	26
札幌市					11																										
仙台市					13																										
さいたま市					15																										
千葉市					13																										
横浜市					14																										
川崎市					10																										
名古屋市					13																										
京都市					15																										
大阪市					12																										
神戸市					11																										
広島市					15																										
北九州市					14																										
福岡市					14																										
合計	13	0	0	0		0	0	6	7	5	8	8	5	5	3	12	0	1	12	0	1	5	8	4	3	6	11	4	3	12	3

注) 1. 「導入状況」については、ひとつの団体で複数の評価制度がある団体は取組の進んでいる制度について計上している。
 2. 評価の実施根拠の「その他」欄には、実施要領、通知、通達、方針、計画等も含まれる。
 3. 「実施根拠」は導入済の団体、それ以降の項目は導入済の団体と試行中の団体について調査した。
 4. 「検討中」の場合については、「公表していない」「報告していない」に計上している。
 5. 「評価の対象」以降の項目については、予定も含まれる。